

居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 のご案内



交通機関

(都営地下鉄) 大江戸線 光が丘駅下車 A3出口より 徒歩7分
(バス) 高松4丁目停留所 徒歩2分
西武バス(練高01/練高02) 国際興業バス(光01/光02)
(バス) 光が丘3丁目停留所 徒歩5分
みどりバス(氷川台ルート)



練馬区立こども発達支援センター
〒179-0072
練馬区光が丘3丁目1番1号
TEL 03-3975-6251
FAX 03-3975-6252

居宅訪問型児童発達支援

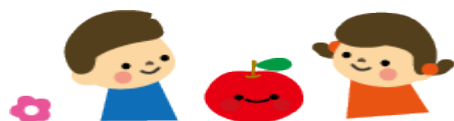
重い障害や医療的ケアがある、感染症にかかりやすいなどの理由で外出することが難しいお子さんの居宅を支援員が訪問し、様々な遊びをとおして発達をサポートします。

☆児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援です。

対象児

練馬区にお住まいで、重い障害や医療的ケアがあり通所型の児童発達支援等を利用していない主に未就学のお子さん。

訪問回数：月2回程度。お子さんの状況に応じて調整します。
訪問時間は2時間程度です



料金

利用料全額の1割負担。（負担上限月額の設定があります。）
3歳児以上の方は幼児教育・保育無償化の対象となります。



保育所等訪問支援

お子さんが通園している保育園、幼稚園等を支援員が訪問し、集団生活のサポートや、保育園や幼稚園の先生と連携してお子さんの成長、発達を支援していきます。

☆児童福祉法に基づく保育所等訪問支援です。

対象児

練馬区にお住まいで、保育園、幼稚園等に通園するお子さん。
就学前から当センターの保育所等訪問支援を利用しているおひさは、就学後も支援を継続できます。

訪問回数：3か月に1回程度。お子さんの状況に応じて調整します。
訪問時間は2時間から4時間程度です。

ご利用の手続き

「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」は、児童福祉法に基づく障害児通所支援です。お住まいの管轄の総合福祉事務所に申請が必要です。

〒176の地域 練馬総合福祉事務所
〒177の地域 石神井総合福祉事務所

〒179の地域 光が丘総合福祉事務所
〒178の地域 大泉総合福祉事務所

ご利用の流れ

